

一般社団法人福生市観光協会 入会及び退会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人福生市観光協会（以下、「当法人」という）定款第8条及び第10条に基づき、当法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的として定める。

(入会手続き)

第2条 当法人の会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書（第1号様式）に、個人にあつては履歴書あるいは住民票（又は個人の身分を証明できる書類等）、団体にあつては、当該団体の定款あるいは登記事項証明書（又は団体の概要を証明できる書類等）を添付し、必要事項を記入して当法人に提出しなければならない。ただし、会長が認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

2 前項に規定する手続きは、当法人が指定する Web サイト上の入会申請フォームより、所定の事項を入力し、申し込むことができるものとする。

3 当法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること

(2) 協会会員としてふさわしいと認められる個人又は団体であること

4 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（第2号様式）により、入会申込者へ通知するものとする。

(会員名簿)

第3条 会長は、前条第3項において入会を決定したときは、必要事項を会員名簿（第3号様式）に記載するものとする。

2 会長は、会員名簿に記載された会員に関する情報について、理事会において別に定める個人情報保護規程に基づいて取り扱わなければならない。

(退会)

第4条 会員は、退会届（第4号様式）を提出することにより、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の記載を削除する。

3 定款第12条の規定により、任意退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の記載を削除する。

(自動更新)

第5条 会員の資格は、前条により事業年度末までに退会しない限り、次の事業年度に自動的に更新するものとする。

附則

この規程は、令和8年3月2日から施行する。

(第1号様式) 第2条関係

一般社団法人福生市観光協会 入会申込書

一般社団法人福生市観光協会 会長 殿

私は、貴会の会員として入会したいので、次のとおり申込みます。

申込年月日	年 月 日
会員種別	<input type="checkbox"/> 正会員(個人) <input type="checkbox"/> 正会員(団体) <input type="checkbox"/> 賛助会員(個人) <input type="checkbox"/> 賛助会員(団体)
団体名(店舗名) ※団体会員のみ	
氏名又は代表者名	
住 所	〒
電話番号	
メールアドレス	

(第2号様式) 第2条関係

一般社団法人福生市観光協会 入会決定通知書

様

あなたは、当法人の 会員として、入会が決定しましたので、定款第8条第2項の規定に基づき通知します。

一般社団法人福生市観光協会

会 長

(第3号様式) 第3条関係

一般社団法人福生市観光協会 会員名簿

入会年月日	会員種別	法人名	住所	氏名(代表者)	業種等	電話番号	メール

(第2号様式) 第2条関係

一般社団法人福生市観光協会 退会届

一般社団法人福生市観光協会 会長 殿

私は貴会を退会したいので届け出します。

住所 (法人名)

氏名 (代表者)